

# 豊川市役所地球温暖化対策実行計画

〈豊川市公共施設環境率先行動計画〉

平成 22 年度～平成 26 年度



平成23年2月

豊 川 市

# 目次

第1	計画の基本的事項	1
(1)	計画策定の趣旨	1
(2)	計画の期間	1
(3)	計画の対象	1
第2	計画の目標	2
(1)	数値目標	2
(2)	非数値化目標	2
第3	具体的な取組内容	3
(1)	環境像：地球にやさしいまちをつくる	3
	環境目標① エネルギーを大切にしよう	
	環境目標② 車の使い方を考えよう	
	環境目標③ まちを涼しくしよう	
(2)	環境像：自然にやさしいまちをつくる	5
	環境目標④ いろいろな生き物の住む自然を守ろう	
	環境目標⑤ 身近な自然を守ろう	
(3)	環境像：資源にやさしいまちをつくる	6
	環境目標⑥ ごみを減らして、リサイクルしよう	
	環境目標⑦ ごみをきちんと処理しよう	
(4)	環境像：人にやさしいまちをつくる	8
	環境目標⑧ 空・水・土を守り、健康な暮らしを保とう	
	環境目標⑨ 快適でゆとりある生活空間をつくろう	
(5)	環境像：みんなで取り組むやさしいまちをつくる	9
	環境目標⑩ 豊川らしさを保ち、育もう	
	環境目標⑪ みんなで考え、行動しよう	
第4	計画の推進に向けて	10
(1)	計画の推進体制	10
(2)	実施状況の点検・評価	11
(3)	計画の見直し	11
(4)	結果の公表	11
(5)	その他	11
	・行動計画チェックシート（様式1）	12
	・率先行動評価票（様式2）	13
	・行動未達成原因報告書（様式3）	14

# 第1 計画の基本的事項

## (1) 計画策定の趣旨

今日、わたしたちが、生活の豊かさや便利さと引き換えに、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動やライフスタイルを優先させたことで環境への負荷は増大し、地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨など、地球規模の環境問題は深刻化しています。これらの環境問題を解決するためには、それぞれの地域で、行政・市民・事業者が主体となって省資源・省エネルギーなどの環境行動に取組み、環境負荷の低減に努める必要があります。

豊川市では、持続可能な社会づくりと、市民の健康で文化的な生活を確保するために、平成21年4月に「豊川市環境基本条例」を施行しました。さらに、この条例に基づき、低炭素社会・生物多様性・循環型社会の実現を果たすため、平成22年3月に「豊川市環境基本計画」を策定しました。

豊川市役所は、環境行動を推進する一つの主体であるとともに、市内の大きな事業者としての性格をあわせもっています。そのため、自らが率先して、基本計画における将来像「環境行動都市 とよかわ ～次世代に誇れるまちをつくろう」を目標に、環境行動を実践する必要があります。

本市役所では、環境保全に配慮した行動を実践するため、平成19年3月に「第2次豊川市公共施設環境率先行動計画」（計画年度：19年度～23年度）を作成し、温室効果ガス排出量の削減に努めてきました。しかし、音羽町、御津町、小坂井町との合併により、削減対象となる施設や事業が拡大しています。

そこで、本計画では、合併後の新豊川市役所の事業等を対象に目標値を新たに設定し、環境負荷の低減と地球温暖化防止に向けて、温室効果ガスの総排出量の削減等に取り組みます。

## (2) 計画の期間

この計画は、平成22年度から平成26年度までの5年間とします。

## (3) 計画の対象

この計画は、豊川市役所の全ての職場（学校を含む。）において実施する事務事業を対象とします。ただし、指定管理者制度等により実施するもので、管理、運営方針の決定までを委託している事業及びPFI事業については除きます。

## 第2 計画の目標

### (1) 数値目標

数値による目標設定が可能なものについては、基準年度を平成21年度とし、次のとおり数値目標を定めます。

#### <温室効果ガスの総排出量に関する目標>

地球温暖化の原因となる温室効果ガス（二酸化炭素・メタン・一酸化二窒素・代替フロン等3ガス）の総排出量を削減していきます。ただし、清掃工場で使用するコークス燃料と廃棄物の焼却から排出される温室効果ガスは除きます。

項目	基準年度 (21年度)	目標年度 (26年度)	増減率
温室効果ガス総排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	26,876	25,532	- 5%

#### <具体的取り組みに関する目標>

項目	基準年度 (21年度)	目標年度 (26年度)	増減率
電気使用量 (kWh)	37,334,706	35,467,900	- 5%
公用車燃料使用量 (ℓ)	213,672	192,300	- 10%
公用車走行距離 (km)	1,673,657	1,673,600	0%
燃料（自動車を除く）使用量 (ℓ) ガソリン・灯油・軽油・A重油	1,623,824	1,542,600	- 5%
LPG・都市ガス (m <sup>3</sup> )	569,681	541,100	- 5%
水道使用量 (m <sup>3</sup> )	502,059	476,900	- 5%
用紙購入量 (A4換算 枚)	75,385	71,600	- 5%

### (2) 非数値化目標

事業者や職員の環境意識を向上させるための数量評価が困難な取り組みについても実施し、環境モラルの向上による地球温暖化防止を目指します。

### 第3 具体的な取組内容

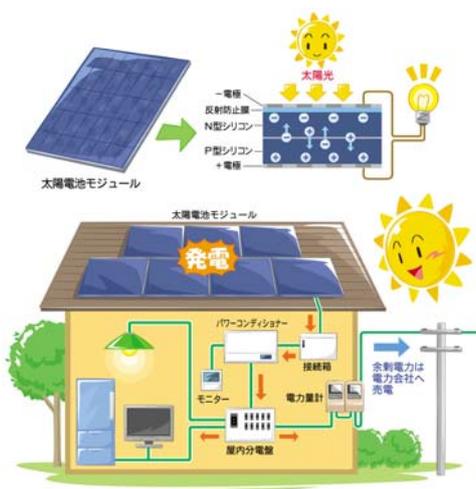
豊川市環境基本計画に掲げる5つの環境像と11の環境目標の達成をめざして、各所属で工夫しながら下記事項に取り組みます。

#### (1) 環境像：地球にやさしいまちをつくる〈低炭素社会〉

##### ① エネルギーを大切にしよう

###### 省エネルギーの推進

- ・グリーン購入推進指針に基づき、環境に配慮した製品を優先して購入します。
- ・OA機器や照明機器の更新に当たっては、省エネルギー型の機器を導入します。
- ・公共工事の実施においては、環境配慮型工事を推進します。
- ・公共施設において緑のカーテン事業を実施し、冷房使用の削減に取り組みます。
- ・トイレ、廊下、階段等の照明は必要最小限とします。
- ・事務所内において、始業前、昼休み、終業後は業務に支障のない範囲で消灯又は部分消灯します。
- ・温度設定のできる空調については、冷房は28度、暖房は20度の設定とします。
- ・退庁時には電気ポットの電源を切ります。
- ・不必要なOA機器の電源をこまめに切ります。
- ・パソコンやプリンターは、節電・待機モードを活用します。
- ・時間外勤務の縮減に努めます。
- ・3階程度の昇り降りは階段を利用するなど、エレベーターの利用を控えます。  
(けが、病気、来客の案内、荷物の運搬時等を除く)
- ・ガス瞬間湯沸かし器は、使用時以外は元栓を閉めます。(種火を消す。)
- ・クールビズ、ウォームビズに取り組みます。



###### 新エネルギーの推進

- ・公共施設の新築・増改築時においては、太陽光発電システムを導入します。
- ・清掃工場において、廃棄物焼却による発電や廃熱利用を実施します。
- ・バイオマスエネルギーの有効利用に取り組みます。

## ②車の使い方を考えよう

### 自動車使用頻度の削減

- 近距離は、車ではなく徒歩で移動します。
- 同一用務地へ車で移動する場合は、相乗りします。
- 通勤は、相乗りや公共交通機関、自転車を積極的に利用し、マイカー通勤の自粛に努めます。



### エコカー、エコドライブの推進

- 保有車両を適正に整備するとともに、自動車を運転する際には、アイドリング・ストップなどのエコドライブを心がけます。
- 公用車の更新や新規購入については、低公害車やプラグインハイブリッド車、電気自動車を計画的に導入します。
- 公用車は、使用実態を踏まえ必要最小限の大きさの自動車を購入します。



## ③まちを涼しくしよう

### ヒートアイランド対策・緑化の推進

- 植栽や緑のカーテンの設置により、公共施設や公園や道路の緑化を推進します。
- 開発事業を実施する際には、適正な緑地の保全に努めます。



## (2) 環境像：自然にやさしいまちをつくる〈生物多様性〉

### ④いろいろな生き物の住む自然を守ろう

---

#### 森林・河川・海岸・水循環の保全

- ・農薬や化学肥料等の使用量の節減に努め、周辺の生態系の保全に努めます。
- ・建築物などにおける三河材の使用を推進します。
- ・透水性舗装、浸水ます等を積極的に設置するなど、雨水の地下浸透を促進します。
- ・蛇口をこまめに閉めるなど、日常的な節水を行います。
- ・植木等の散水は効率的に行うとともに、バケツを利用して洗車します。
- ・雨水を積極的に利用します。



### ⑤身近な自然を守ろう

---

#### 農地の保全

- ・地産地消を推進します。



### (3) 環境像：資源にやさしいまちをつくる〈循環型社会〉

#### ⑥ごみを減らして、リサイクルしよう

##### リフューズ・リデュース（断る・減らす）の推進

- ・資料は必要以上に作成しません。
- ・両面印刷や「2in1」機能を活用し、用紙の使用量を節約します。
- ・庁内LANを有効活用し、プリントアウトする用紙の使用量を節約します。
- ・会議等では、資料を入れる封筒をできる限り配布しません。
- ・コピー機の使用後はクリアボタンを押すなど、ミスコピーの防止に努めます。
- ・文書や資料の共有化を徹底します。
- ・使い捨て容器（紙コップ、パック弁当等）の使用を控えます。
- ・詰め替え可能な洗剤、文具等を使用します。
- ・物品等の合理的な使用と適正管理に努め、購入量を抑制します。
- ・事務室内のごみ箱（可燃用）を一つにします。
- ・過剰包装やレジ袋等、ごみになるものを購入しません。

##### リユース（再使用）の推進

- ・内部会議の資料等は、使用済み用紙の裏面を積極的に再使用します。
- ・使用済み封筒など、紙類を積極的に再使用します。
- ・使用済み事務用品（綴り紐、ファイル等）を積極的に再使用します。
- ・自課で再利用しきれない物品は、庁内LANを利用して全庁での再使用を図ります。

##### リサイクル（再生利用）の推進

- ・古紙の分別回収を徹底します。
- ・機密文書の処分については、一斉処分の際に溶解処理等を実施し、資源化します。
- ・古紙配合率が高い再生紙を利用します。
- ・リサイクル資材、リサイクル製品を積極的に利用します。



## ⑦ごみをきちんと処理しよう

---

### 廃棄物の適正な処理の推進

- 「清掃の日」等の環境美化活動に参加します。
- 適切なおみ分別を行います。
- フロン類を使用している公用車、家電製品、空調施設等を廃棄する際には、フロン類を適切に処理します。



## (4) 人にやさしいまちをつくる〈住みよさ〉

### ⑧空・水・土を守り、健康な暮らしを保とう

#### 大気汚染・騒音・水質汚濁・悪臭・土壌汚染・地下水汚染などの防止

- ・事業所、建設現場等における施設を適正に管理し、公害を未然に防止します。
- ・工事車両の排ガス、騒音及び振動等を抑制します。
- ・自動車使用頻度の削減（再掲：→P4 参照）
- ・エコカー、エコドライブの推進（再掲：→P4 参照）
- ・公害防止、環境保全の協定を締結し、環境の保全に努めます。
- ・施設設備の更新に際しては、低公害型の機器の導入や良質燃料への転換を図ります。
- ・農薬、分析試薬等を扱う施設では、これらを厳重に管理し、排水・排ガス処理を確実にを行うなど、環境への負荷の低減に配慮します。
- ・洗剤や石鹼等は、適量を使用します。

### ⑨快適でゆとりある生活空間をつくろう

#### ゆとりある生活空間の形成

- ・中高層建築物の建築の際には、電波障害や日照に配慮します。
- ・屋外の夜間照明において、照射方向の検討や時間帯の縮減を図り、環境にやさしい照明となるよう配慮します。
- ・緑化の推進（再掲：→P4 参照）



## (5) みんなで取り組むやさしいまちをつくる〈参加と協働〉

### ⑩豊川らしさを保ち、育もう

#### 歴史的遺産の保存と活用

- ・歴史的遺産の保護活動、地域の伝統的行事や活動、文化活動への職員の積極的な参加を促します。

#### 良好な景観の形成

- ・周辺の景観や環境との調和に配慮した施設の整備を進めます。
- ・サインデザインマニュアルに基づき、交通案内標識類を設置します。
- ・地域での清掃などの環境美化活動への職員の積極的な参加を促します。
- ・アダプトプログラムに登録し、活動します。

### ⑪みんなで考え、行動しよう

#### 環境教育・環境学習等の推進

- ・環境学習会や環境イベントへの職員の積極的な参加を促します。
- ・職員に対して、計画的に研修を行います。
- ・イベント等を実施する際には、環境に配慮します。

#### 環境情報の収集と提供

- ・市の行う環境に関する取組や情報を、広報やインターネットを活用して、積極的に市民に情報提供します。
- ・国や県、企業、NPOなどが発信する環境関連情報の収集に努め、積極的に市民に情報提供します。

#### 自発的活動の促進

- ・職員の各種環境活動への積極的な参加を促します。



## 第4 計画の推進に向けて

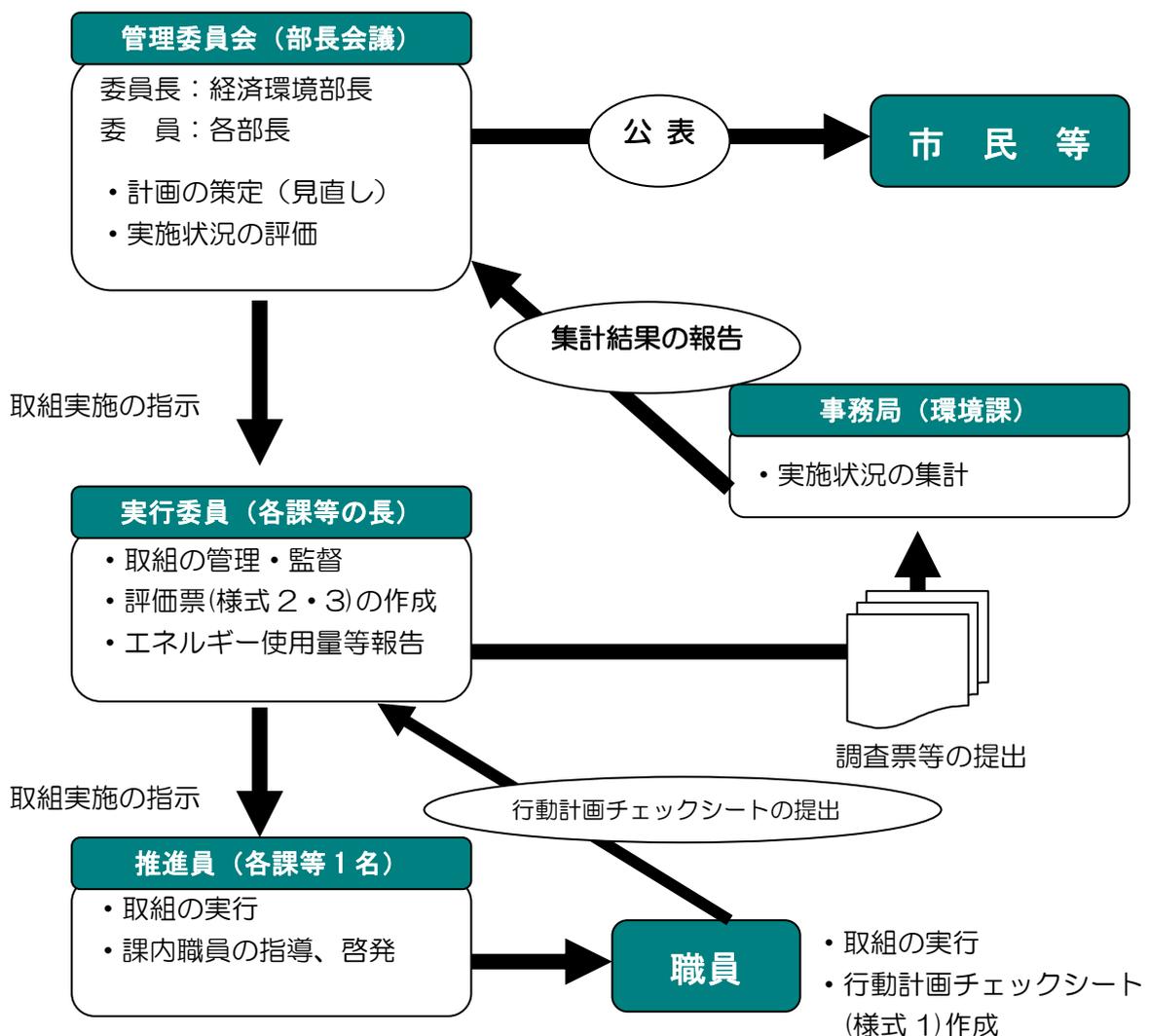
### (1) 計画の推進体制

本計画の進行管理については、管理委員会（部長会議）を設置し、各課等へ取組を指示するとともにその結果を評価するなど、総合的に取り組みます。

職場での確実な取組みを進めるため、各課等においては、課長等を豊川市役所地球温暖化対策実行委員（以下「実行委員」という。）とし、本計画遂行の責任者として職場内の取組を管理・監督します。さらに、推進員として各課等 1 名選任された職員が、率先して取組実施や指導・啓発を行います。

事務局は、経済環境部環境課に置き、各課の実施状況を取りまとめ、その結果を管理委員会に報告します。

【推進体制図】



## (2) 実施状況の点検・評価

数値目標を定めている取組については、年度ごとに実績を調査し取りまとめて評価します。

非数値化目標である職員の意識啓発や環境行動等については、半年ごとに行動計画チェックシート（様式 1）、率先行動評価票（様式 2）、行動未達成原因報告書（様式 3）により点検・評価します。

## (3) 計画の見直し

計画の進捗状況、各種法令等の改正、社会情勢等をもとに、適宜、計画に関する所要の見直しや改善を行います。

## (4) 結果の公表

取組内容について、実施状況とその評価の結果を毎年公表します。

## (5) その他

個々の職員が率先して取組むべき行動を「豊川市役所エコ・アクション」と位置づけ、職員ガイドブックを作成して積極的に啓発します。



発行日	平成23年2月
担当	豊川市経済環境部環境課